

別添

規 則 等 の 名 称	災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (令和8年徳島県規則第40号)
根 拠 法 令	災害救助法、災害救助法施行令、災害救助法施行規則等
趣 旨	災害救助法施行令により「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」は国の定める基準に基づき、県が定めることになっている。今回、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成25年内閣府告示第228号)及び「災害救助法」当の一部が改正されたことに伴い、災害救助法施行細則の一部を改正するものである。
概 要	避難所の設置のために支出する費用等の限度額を改めることとした。
施 行 日	令和8年5月15日
県民意見等を募集しなかった理由	「予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める規則等を定めようとするとき。」に該当するため。
その他参考事項	